

第8回官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループ
議事録

1. 日 時 令和元年5月21日（火）13:00～14:48

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 11階 共用第1特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) データ流通・活用ワーキンググループとりまとめ（案）について

(3) 意見交換

(4) 閉会

4. 配付資料

【資料1-1】 データ流通・活用ワーキンググループとりまとめ（案）（事務局）

【資料1-2】 データ流通・活用ワーキンググループとりまとめ概要（案）（事務局）

【資料2】 （参考） 前回のWGにおける構成員からの主な意見について（事務局）

5. 出席者

【構成員（有識者）】

中央大学大学院 法務研究科 教授	安念主査
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	宍戸構成員
一般社団法人 新経済連盟 事務局長	関構成員
一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事	根本構成員
東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授	橋田構成員
桜坂法律事務所 弁護士	林構成員
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任准教授	
／東京大学大学院 工学系研究科 主幹研究員	原構成員
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長	松本構成員
英知法律事務所 弁護士	森構成員

【構成員（オブザーバー）】

内閣府 科学技術・イノベーション担当	新田参事官
内閣府 知的財産戦略推進事務局	仁科参事官
金融庁 総合政策局 総合政策課	本田課長補佐
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課	荒井課長補佐
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	河野課長補佐
観光庁 観光戦略課	神村課長補佐

【関係機関（事業者等）】

一般社団法人 日本IT団体連盟 事務局	恩賀 一氏
---------------------	-------

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	三輪政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	二宮副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	玉田次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	矢作次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	吉田参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	山田参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	高田企画官

6. 議事要旨

○安念主査 それでは、ただいまから「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催いたします。

皆様には、御多忙の中、それから、本当にきょうはお足元の悪い中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

本日は、大橋、越塚、新保、松岡、矢作各構成員は、御欠席との御連絡をいただいているのですが、いただいていない方でもまだ来ていない方もいらっしゃいます。困ったものだね。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の出席者等について御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 事務局のIT室の吉田でございます。

きょうはこれまでの御議論を報告書、第二次取りまとめ（案）という形にさせていただきましたので、これについて御議論いただきたいと思います。会議はいつもどおりタブレットにて御説明いたしまして、後ほど私のほうから、全体をざっとなぞるときには、タブ

レット上の報告書本体に従って、簡単に御説明をしたいと思います。

この報告書の中で、例えば2ページ目の一番下が黒字になっています。黒字になっているものがほとんどです。この辺の黒字になっている部分が、お手元の概要版というものが、大体黒字になっているものを引っ張ったものですので、説明のときにはタブレットのほうをごらんになっていただいて、あとは意見交換のときに、適宜こちらの概要版を御参照したり、あるいは本体のほうを個人モードにしてごらんになっていただく形で御意見をいただければと思います。

タブレット操作に関しては特に割愛させていただきますけれども、もし不具合がありましたら、お知らせいただければ事務局の担当が駆けつけます。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

今回は、まず、事務局から取りまとめ（案）について御説明申し上げまして、その後、章構成に沿って意見交換を行いたいと思います。まずは事務局から、取りまとめ（案）と概要（案）の御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 それでは、お手元のタブレットでごらんになっていただければと思います。

非常に字が細かいので、適宜拡大して御説明したいと思います。

まず、全体の構成でございますけれども、第1章は「はじめに」ということで背景、今回の目的、前回、2017年ですが、おととしの3月の振り返り、それから、今回検討の視点。

第2章として「データ流通・活用を巡る動向」ということでございまして、1つ目が各省のルール整備の進展の状況、2つ目、2.2がグローバルな環境変化、2.3が企業の取り組みということで、各省の実証実験を中心に、2.4で利用者の動向ということで、庄司先生、高口先生から御紹介いただきましたアンケート調査について触れてございます。

第3章以降が前回、前々回と御議論いただきました視点1「円滑なデータ流通に向けた環境整備」、それから、視点2「個人が安心してデータを活用できる環境整備」で、この視点1と2に従って議論をしてございます。

最後、第4章は「更なるデータ流通・活用に向けて」ということで、今後の取り組みの方向性、さらなる検討課題ということでまとめてございます。

事前に構成員の方々にはお送りしてございますので、お目通しいただいた方もいらっしゃるかと思いますので、先ほどの黒字の部分を中心に御説明したいと思います。

まず、第1章「はじめに」の取りまとめの目的のところはごらんになっていただければと思いますけれども、今回、特に御議論いただきたいのが、一連の検討の前提として、我々の目指すべきデータ流通・活用の将来像として、以下を想定しているということで、幾つか列挙してございます。

1つが、個人が、自分のデータを、みずからの意思で、自分のために、社会のために使う社会を目指す。それから、実効的な同意と個人の関与を取り込んだ仕組みを世の中に定着させる。企業のビジネス展開の観点からは、企業間の協調領域においてそれぞれが保有するデータを共有・分析・活用し、これは各社ということになりますけれども、競争領域におけるサービス開発を加速する。これらを実現するためのサービスとして、信頼に基づく情報銀行、データ取引市場といった我が国発のサービスが、グローバルなサービスとの相互運用性を確保して展開している。

企業などが保有しているデータを個人に移すということにとどまらず、今後は、購買や消費、移動など個人の生活・行動そのものが生み出すダイナミックなデータが流通し、それが企業が提供する個人に最適化されたサービスの内容を規定していくということが予想されまして、供給側から個人中心のデータ活用のパラダイム変換が生じるということを書かせていただきました。最後に、我が国の目指す方向性として、個人が最も安全・安心かつ世界最高水準のサービスを楽しむ国であり、国内国外を問わず、サービス企業にとっても我が国が最もチャレンジングなデータ関連サービスの開発環境の一つとして認知されるということの一つ書いてみました。

この辺は今から若干先の将来像というところをイメージして書いてみたものです。この辺について、後ほど御意見をいただければと思います。

ここから先は中間取りまとめの振り返りが続いてございまして、個人の不安といったところの紹介とか、今回の検討の視点というところで、先ほどの視点1の話、視点2の話がここでございます。

ここまでが第1章です。

第2章が「データ流通・活用を巡る動向」ということで、まずはルール整備の進展と題しまして、各省あるいは日本IT団体連盟、それから、次のページにございますけれども、データ流通推進協議会の取り組みについてここで紹介してございます。

2.2がグローバルな環境変化ということで、データの利用に関する国際的なルール整備の状況。まずは我が国における改正個人情報保護法の全面施行、2パラにございますけれども、個人情報保護委員会において、いわゆる3年ごと見直しということで、4月25日に検討の中間整理を公表しているということが書いてございます。

次がEUの動向でございましてけれども、GDPRが2018年5月に施行というところで、その概要について記載した上で、次のページでございまして、充分性認定のことについてもここに記載してございます。EUのその他のルール整備ということで、「非個人データのEU域内自由流通枠組原則」とか、あるいはeプライバシー規則の検討といったところにも触れてございます。

米国に関しては、連邦レベルでは個人情報保護法に関する法制度がない分、州法でデータブローカーを規律するバーモント州法あるいはカリフォルニア州法における消費者プライバシー法の成立を、中国に関しては「データローカライゼーション」規制について触れ

ています。

こうしたものを踏まえて、昨年12月にIT総合戦略本部において「デジタル時代の新たなIT政策の方向性」が決定されたということ。この方針のもとに、ことしのダボス会議で安倍総理からDFFTの概念が提唱されているということで、この辺の紹介をしてございます。

ここまでが国の制度上の取り組みのところですよ。

(2)が各国でのデータ利活用の特徴的な取り組みです。元祖の取り組みであるイギリスのmidataの取り組みについて紹介した上で、ここで2ページぐらいありまして、フィンランド発祥のMy Data Globalの動きについても書いてございます。一番下にありますけれども、2018年10月にMy Data Globalが設立され、欧州を中心に世界各地に拠点も設置された。つい先週My Data Japanが開催されたということで、この辺についても記載しています。

アメリカは、同じような名前でございますが、My Data Initiativeという動きが2010年からありまして、特にそのBlue Button、Green Button、いろいろなものがありますけれども、Blue Buttonについて、医療データを個人へ戻すという仕組みに関して、ここで記載してございます。

中国は、芝麻信用の動きをここで書いてございまして、スコアリングのサービスについて概要を記載してございます。(3)でGAFANAなど巨大プラットフォーマーをめぐる動きということで、この黒字の部分は2つ、同じことがダブってしまっているんで、後で直しますが、まずは弊害というところで、一番下です。昨今、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームのサービスを提供する事業者による利用者情報の流出や、その可能性のある事案が相次いでいるということで、ここで幾つか事案を書いた上で、個人情報保護委員会の行政指導についてここで記載しております。

その上で、経産省、公取、それから、総務省の三省の検討会が始まって、基本原則の公表、その後の検討も踏まえて、今後の政策の参考となるオプション案が取りまとめられて5月に公表されたところであるというところでございます。

あと、総務省のプラットフォームサービスに関する検討会で、電気通信事業分野における競争ルールといった文脈で検討が行われていることを紹介してございます。

2.3が企業の取り組みです。我が国における企業の取り組みということで、まず、各企業におけるサービスの検討例が(1)に書いてございますけれども、金融機関、広告業、ITベンダー等さまざまな主体が事業への参入を表明している。サービスの分野も、ウェアラブルデバイスによる生活データや視聴履歴の活用が構想されるなど、多岐にわたっている。

その上で、総務省、経済産業省の実証事業についてここで触れてございまして、それぞれ総務省に関しては検証内容と課題、これは前回に御報告いただきましたけれども、ここで紹介してございまして、経済産業省に関しても各プロジェクトの概要。経済産業省の場合は産業データを中心に協調領域に関するデータ提供側のインセンティブ設計といったものについて、この実証で検証したわけですがけれども、まだまだ抵抗感があるということで、今後の課題が整理されているということです。

2.4が利用者の動向調査で、アンケート調査です。去年12月に行ったアンケート調査をここで紹介してございまして、結果概要ではPDS、情報銀行の認知度、サービスの重要性、個人の利用意向といったものに関して簡単に紹介してございまして、例えば医療・健康分野とか、移動／商品購買、こういったものについて利用意向が高いといった話とか、あるいは情報管理に関する考え方についてここで紹介してございます。

この辺は庄司先生、高口先生に御紹介したとおりでございます。

ここまでが背景、現状の整理でございました。

第3章「更なるデータ流通・活用促進に向けた課題と対応方針」で、ここから視点1、視点2に分けた議論になります。

視点1「円滑なデータ流通に向けた環境整備」に関しては、まず、「情報銀行」の定義の見直しというところで、PDSは個別同意、情報銀行は包括同意をするものとされていましたが、実証事業における取り組み、民間企業における情報銀行事業の検討状況を踏まえると、その整理との乖離。すなわち情報銀行において包括同意だけではなくて、個別同意も行った上でのサービス提供が行われているということでございますので、そういったものを包含した定義の見直しを行う必要があるということです。この四角で書いてあるのは、総務省の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討ということで、目的、機能、個人との関係について整理しておりますけれども、これを踏まえて情報銀行一般に関する定義として、この黒い部分に示しています。

黒い部分の地の文は前回、中間取りまとめのときに御検討いただいたものから変更してございませぬ。変更しているのは、3行目ぐらいの「または」というところでございますけれども、読み上げますと、「個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上」、これがいわゆる包括同意について表現していることですが、ここに「または、提供の可否について個別に個人の確認を得る場合もある」ということをつけ加えたものです。その上で、データを第三者に提供する事業ということが情報銀行の定義でございませぬ。

ただ、定義を厳格に適用して、例えばこのサービスが、情報銀行であるか否かということ論ずる実益はそんなに大きなものではないと思っております。定義の趣旨である個人のコントロールビリティの観点から、柔軟に解釈がなされるべきものであるというふうにしてございませぬ。

次からがいわゆるアーキテクチャの議論で御検討いただいた話でございませぬ。3.1.2が機能、データの構造・形式、信頼性に関する話。まず、(1)で各プレイヤーが実装する機能。情報銀行等を活用したパーソナルデータの円滑な流通のためには、データ保有者、個人、情報銀行、データ活用者、データ取引市場の持つべき機能を整理し、これらプレイヤー間で円滑にデータが流通されるための共通ルールが必要であるとしてございませぬ。

具体的には、各プレイヤーのデータ連携のためのインターフェースの共通化、個人が希

望するデータ連携を可能にする識別情報、同意の管理や証跡の管理、流通するデータの内容・性質をあらわすメタデータの付与、管理に関する個人のデータコントロールビリティを確保するために各プレーヤーが有すべき機能について整理する。その上で、パーソナルデータの円滑な流通に向けたリファレンス・アーキテクチャを早急に構築する必要があるとしてございます。イメージがここに描いてある図で、各プレーヤーが有する機能について整理すべきであるということでございます。

その次に、また、情報銀行やデータ取引市場について、日本発の先進的な取り組みであるため、国内での普及・開発を進めるとともに、グローバルな相互運用性の確保が重要であるとしてございます。他方、ビジネスの創意工夫の妨げにならないよう配慮が必要であるということございまして、特に費用対効果、実現可能性を踏まえた議論が今後も継続して必要だということで、各省の実証実験などを活用して、本節の検討されたアーキテクチャの定義、実装に向けた検討を行うことが求められるとしてございます。

2番目がデータ構造・形式でございますけれども、データの円滑な流通のためには、データの受け手において、やりとりされるデータの項目、構造、フォーマットを認識できることが重要である。現在さまざまなデータ項目・構造が各企業で存在しているということを前提に、データベース間で円滑なデータ流通がなされるためのルールが成立されるべき。その際、オープンAPIによるデータ連携を推進することが望ましいとしてございます。業界団体において進められているデータカタログの標準化、メタデータの標準化といったものを業界主導で進めるべきとしてございます。

最後に、データの形式については、デファクト標準に準拠していることを担保すれば、形式間の変換は容易。容易というのは、デファクト標準自体がそれほど数があるものではありませんので、例えば情報銀行が変換サービスを提供することも考えられるとしています。

次に、データの信頼性です。データの利用目的によってはデータのライフサイクルに応じて一定以上の信頼性の確保が求められる場合も考えられる。こうしたサービスに関して、タイムスタンプ等のデータの完全性を保証するサービスのようなものがございますけれども、こうしたトラストサービスの信頼性を担保するために制度整備が必要な場合には、政府において検討を進めることが必要であるとしています。

また、デバイスによってデータの精度が異なったり、本当に本人が生成したデータであることが確認できない場合にはデータの品質への信頼性が損なわれる。また、そのデータがリアルタイムで提供されたものなのか、タイムラグが許容されるデータなのかについても、非常に重要な要素となる場合があるということで、取り扱うデータの分野や重要性に応じ、データの品質への信頼性を確保するための方策が講じられる場合が考えられるとしており、こういったものに関して明示する仕組みを検討することが望ましいというふうにしてございます。

次に、企業が保有するデータを個人が受け取りやすくし、活用を促進するための方策に

ついて、データポータビリティに関する検討として、三省の検討などを記載してごさいますけれども、真ん中のあたりに、今回の検討においては、データポータビリティに関する制度の創設いかににかかわらず必要となる技術環境の検討、一般的に求められるデータポータビリティについての考え方について整理するというようにしてごさいます。

技術環境に関しては、下のほうにごさいます。情報銀行を含むパーソナルデータの流通において、データ流通のアーキテクチャを共有することが有効であるということで、データ保有側に求められる機能として、オープンAPI、データカタログ、個人の識別情報、同意の管理、証跡管理。先ほど検討したことをそのまま書いてごさいます。データ構造・形式に関しては、メタデータ、デファクトスタンダードによるデータ形式。これはJSON、xmlなどで例示を記載してごさいますけれども、こういったものが共通化されると、データポータビリティのための環境に資するというをここで整理させていただきました。

(2) 一般的なデータポータビリティの実現に関する考え方ということで、ここではこの場でも議論をいただきましたけれども、こういった機能を実装する際の負担、それから、一旦個人へ戻されたデータを競合他社に渡したくないという企業の意識が阻害要因となる。こうした阻害要因を克服するエコシステムが構築されることが必要である。特にデータ保有者における実装の負担に関しましては、インセンティブ設計のあり方が課題である。もう一つ、競合他社に渡ることに対する懸念に関しては、後者については書いてごさいますけれども、システム対応や契約で、データ保有者側で独自に生成・推知した情報は対象外とすることが可能ではないかということが書いてごさいます。

太字の部分ですけれども、現実的には、既に一部の企業の自主的な取り組みにより、個人がデータを閲覧／ダウンロードが可能になっているということを踏まえれば、当面データポータビリティ機能はデータ保有企業の差別化の要素として機能すると考えられる。

もう一個、データの権利義務関係の議論についても御指摘がございましたので、その下で書いてごさいます。データの種類によって扱いが異なり、また、データ保有者・個人のいずれかに明確に属するといったコンセンサスを短期間で得ることも困難であるが、共有財として整理すべきとの主張もあり、さらなる検討が必要であるとしてごさいます。当面は、現実解として契約によりデフォルトで利用権を設定するなど、データ流通を推進する方向での整理がなされることが適当であるとしてごさいます。

3.1.4は国・自治体が保有するデータを個人が活用するための方策ということで、まず、企業が保有するデータの流通を実現するための技術環境、先ほど見てきたオープンAPI、デファクトスタンダードによるデータ形式については、国や自治体についても共通の方式で実装を進めるべきとしてごさいます。

その上で、現在の取り組みを継続的に進めるということで、マイナポータルをAPIを経由したデータの取得、国の非識別加工情報についての充実、自治体が保有するデータについても、非識別加工情報の作成組織のあり方に関して、検証結果を踏まえて具体的に取組んでいくべきであるとしてごさいます。

さらに、オープンデータに関しても同じことが考えられるということで、APIによる提供が有用であり、幾つかの行政機関において既に提供が開始されているところ、今後、その他の機関においても同様の取り組みを進めるべきとしてございます。

最後に、「なお」というところで書いてございますけれども、民間の保有する個人情報を対象にした個人情報保護法と異なる法体系ということで、行政機関、独立行政法人、自治体に関する条例、これが異なる法体系に服することに伴うデータの取り扱いの相違に関して、これを克服するための抜本的な法体系の見直しに関しては、相違による社会的損失を勘案しながら引き続き検討としてございます。

最後に、国及び産業界の適切な役割分担に関しては、官民の役割分担を踏まえた取り組みが必要というふうにしてございます。

次が視点2「個人が安心してデータを活用できる環境整備」でございまして。IT連の「情報銀行認定申請ガイドブック」の関係する基準について、まずは触れた上で、3.2.1のデータ活用に関する個人の不安・不満の低減のための方策というところで、先ほど見ましたアンケートです。「我が国におけるデータ活用に関する意識調査」の分析結果を参考に、個人・データ活用者双方にとって「受容されやすいデータの活用」を検討する際の留意事項を整理したというものが、この下の表でございまして、個人は、情報の提供のみを直接的に求められると抵抗が大きい。情報の利用イメージ、提供後の消去権・アクセス権の確保などが重要。便益のあり方については個人の特徴に応じた対応が必要な可能性ということで、その分析による具体例。さらには企業のプライバシー保護、データの流出や悪用への対策といったものがサービス提供の前提として求められているといったことが、アンケート結果からわかった留意事項ということで記載してございます。

あとは個人の受容性確保推進の観点から、事後の法的対応についての情報整理・周知の必要性ということで、既に情報銀行に関しては、認定基準において苦情相談窓口の設置、財政能力について定められており、認定事業者が普及されると、こうした情報について積極的に開示していくことが求められるとしてございます。

3.2.2からが「個人を中心としたデータ活用」の意義の整理・明確化ということで、特に同意に基づくデータのコントロールに関しての検討が進んでまいります。ここから先の記載の構造でございましてけれども、基本的には、このワーキンググループの中ではパーソナルデータの活用全般に関する検討ということでまずは記載してございます。最後に各論ということで、情報銀行に即して考えると、こういったことが求められるといった記載が最後にされている。そんな構造で書いてございます。

まず、個人の同意の取得・管理のあり方でございましてけれども、真ん中ですね。包括同意か個別同意かを問わず、利用目的やプライバシーポリシー等を十分に理解できていない場合、データの活用状況を個人が把握しづらい場合には、本人にとって同意の対象・範囲が明らかではなくなり、本人の意思に即した活用ができなくなる可能性がある。このため、本人に対する適切な情報提供等により、同意の対象・範囲を明らかにし、データコントロ

ーラビリティを確保する取り組みが重要としてございます。先行的な取り組みとして、電気通信事業法における通信の秘密に係るデータの活用に関しての通信当事者の同意の有効性確保に関する検討を紹介した上で、それに基づいて、こうした取り組みを参考に①～④の全てまたはいずれかの情報を適切に提供することが本人のデータコントローラビリティの確保につながると考えられる。

①対象・提供先、それから、②オプトアウト可能であること、③が同意しない場合に生じる不利益、④が契約約款等に基づく措置の内容、同意内容の変更の方法等について、利用者に相応の周知が図られているか。こういったものについて、適切に情報提供をすることがデータコントローラビリティの確保につながるのではないかとすることを記載してございます。

最後に、情報銀行の認定に際しては、現在の認定基準では、利用者視点に立ったユーザビリティの確保の観点から、「データ倫理審査会」において審議するという担保されるものとされていますけれども、利用者利便の向上や利用者保護の観点から、これができる限り明確化されることが望ましいということで、今後の事例の積み重ねにより先ほどの①～④の観点から講じている取り組みを類型化、利用者にわかりやすく明示できる仕組みが提供されることが望まれるというふうにしてございます。

この辺の文章に関しては、この後も同じような表現がくり返し出てきます。

2つ目はデータコントローラビリティの及ぶ範囲ということで、最初の一次利用の活用者Aから、さらに別の活用者にデータ提供をする場合のケースについて書いてございます。この図に書いてございますけれども、個人、データ活用者A、データ活用者Bということで、ここでのデータ提供に関して、ここですね。活用者Bに関してはデータコントローラビリティにおけるリスクが大きくなると考えられますので、そのリスクの具体的な要件を特定できる範囲において、活用者Bへの提供を検討することが、円滑な流通の促進に有効としてございます。

考え方の場合分けでございます。活用者Aから見れば活用者Bは第三者ですので、個人が第三者提供も含めて同意をする場合、それから、第三者提供以外の方法によってデータを提供される場合ということについて、ここで場合分けをしています。場合分けは1つ目、双方でのデータの合意に関して、個別合意に関しては特に問題なく同意がなされています。二次利用先が追加される場合においても、データポリシー変更の際の個人保護方策も考慮の上、個人に知らされることが望ましいとしてございます。包括同意の場合には、同意を取得する時点で予測される二次利用先に関する情報をどの範囲まで提供することが望ましいか。また、その情報の範囲を超えた二次利用者が出現する場合において、どのように個人のコントローラビリティを確保するかについて、今後も継続して検討が必要であるということにしてございます。

以上、同意を前提とした場合ですけれども、それ以外の場合です。つまり、匿名加工を行う場合、委託あるいは共同利用によって活用者Bに提供する場合でございますが、これ

は総務省、経産省の認定スキームのあり方に関する検討会において、情報信託機能の認定に関する範囲で議論されているということを紹介してご紹介します。

ここからは別の論点になりますけれども、本人がデータの提供を停止した場合に活用者A、Bともにデータの利用停止を行えるというところまで確保できれば、個人のデータコントロールビリティがより向上する。そのための実効性確保手段、対応困難な場合の救済方法について、今後継続して検討するということを書いてご紹介します。

これもまた次の論点でございませけれども、個人情報保護法において、一たび行った同意の有効期限においては特に定めはない。ただし、利用者保護の観点からは、一定期間の経過後は本人にわかりやすい通知により改めて本人に注意喚起をする等の取り組みが有効であるというふうにしてご紹介します。

情報銀行の運用に関しては、先ほどと同じ文章ですけれども、今後の事例の積み重ねによりこうした取り組みを類型化し、利用者にわかりやすく明示できる仕組みが提供されることが望ましいとしています。

次に、データの活用先です。活用先でのデータポリシーの変更の際の個人の保護の方策でございませけれども、一旦データ提供に同意をしたデータ活用者であっても、その後、データポリシーに一定以上の重要な変更が生じた場合の周知方策についての検討でございませ。ここで個人情報保護法上の取り扱いについても規定した上で、個人のデータコントロールビリティを高めるという観点では、利用目的やそれ以外のデータポリシーが変更された場合には、個人へその旨を知らせることが有用である。具体的には、利用規約の変更が生じた際の個人への周知方法をあらかじめ定め運用することが必要としてご紹介します。この点も、情報銀行の認定とあわせて評価を行い、情報銀行を利用する個人に明示する仕組みが提供されることが望ましいとしています。

4番のユーザ・インターフェースの向上に関しては、前回、APPMについて紹介しましたがけれども、データの活用状況についてわかりやすく可視化し、データの提供の可否についてコントロールできる同意の取得・管理機能に関して、民間のサービス開発が進み、実装段階にある。こうしたユーザ・インターフェース上の同意の取得・管理機能の普及を推進することが重要。その際に、同意の状況において適切にデータを共有あるいは共有を停止することができる、データアーキテクチャを同時に検討することが望ましいとしています。情報銀行の運用においても、第三者による評価が行われ、情報銀行を利用する個人に明示する仕組みが提供されることが望ましいとしています。

3.2.4が、個人の理解が十分とはいえない可能性のあるデータの提供ということで、ソーシャルプラグインやサードパーティCookieなど、本人の理解が必ずしも十分ではないまま同意がなされてしまう態様に関する検討を紹介してご紹介します。最初に個人情報保護委員会のフェイスブック社への行政指導について記載して、その上で、これも個人情報保護委員会においてソーシャルプラグイン設置サイトの運営者に対する注意情報を公開しているということを紹介した上で、真ん中でございませけれども、一般の利用者が閲覧中のウエ

ブサイト以外の広告事業者等の第三者に対して、ウェブサイト閲覧に関する情報を提供する機能。こういった機能により提供される情報はプライバシー侵害のおそれを有するものであるということで、1つ目で、設置するウェブサイトにおいて提供の事実と提供先の広告事業者等について開示する。それから、広告事業者等においてはプライバシーポリシーを公開し提供を受けた情報の利用目的、オプトアウトの方法等について記載するということが期待されているというふうに書いてございます。

この点については、注でこういったウェブサイト上の情報以外にも、個人情報にならないこともあるけれども、容易に個人情報に転換し得る情報ということで、例えば特定個人を識別することができない視聴履歴といったものについても同様の配慮が必要であるといったことについても注釈として記載いたしました。

最後に、要配慮個人情報や評価に係るパーソナルデータ、こういったものについてのきめ細やかな対応が必要な分野ということでございます。まず、要配慮個人情報に関しては、同意を前提とした上で、運用上、活用の範囲に一定の限度を設ける等の活用条件の明確化により、保護と活用のバランスを図れるのではないかとしています。特に医療・ヘルスケアにおいて、PHRとして患者本人に提供・蓄積されるデータとして、健診情報や検診データ、さまざまなIoT機器やセンサー等から得られる生活データ・バイタルデータが考えられるが、これらについて、医療機関での活用、医療機関の連携・推奨する健康サービスでの活用、こういった活用に限定した活用をするということで、活用条件の明確化が考えられるのではないかとすることを記載しています。

次に、スコアリングなど個人を評価したデータの活用でございますけれども、スコアリングの説明が最初のパラグラフに書いていまして、こうしたサービスが普及することにより個人の信用力が可視化され、「信用力をポータブルにすること」が可能になるというメリットをまずは書いてございます。

他方、これらの信用スコアについては、プライバシーの侵害、スコアを高めるための行き過ぎた行動の誘発、低スコアの者が特定のサービスを利用できなくなることへの懸念といった指摘があるということで、利用者の権利や利益が害されることがないように留意すべき事項を整理する必要があるとしています。この辺はシェアリングエコノミー検討会議の中でも同様の議論がありましたので、こちらを参考とするということが考えられるというふうにしています。

以上が各論点の検討でございました。これをまとめたものが、今後の取り組みの方向性というところを書いてあります。①から⑦まで記載いたしましたけれども、まず、1つ目、パーソナルデータの活用に関しては、PDS、情報銀行の仕組みの普及に向け、本年度から認定が始まることが見込まれる。情報銀行認定の運用状況も踏まえて、関係省庁において引き続き必要な環境整備を行う。

その際、利用者を中心としたデータ活用の信頼を高め、利用者保護を確保する観点から、受容性の高いデータ活用の範囲・種類等について、現時点の指針を示す。これは先ほどの

アンケートをもとに検討したものです。これを引き続き分析を続けるということでございます。

3つ目が、視点2のほうの論点ですけれども、パーソナルデータの活用に向けた利用者の同意を実効あらしめるため、利用者への説明責任、透明性確保の方策、技術的な解決手段等の実装・普及を進める。情報銀行の運用においても、その普及状況を勘案して、認定等の仕組みにおいて積極的な評価を行うことにより、その実装を促進するとしています。

4つ目が視点1のアーキテクチャの関係ですけれども、パーソナルデータや産業データ等を含めたデータ全般の円滑な流通のため、情報銀行やデータ取引市場など我が国独自の取り組みを含めたアーキテクチャの定義とデータ構造の標準化を実証実験等を通じて推進する。その際、信頼性の確保されたデータ流通を実現するため、データの信頼性（真正性、完全性や品質の確保）、それから、仕組みの信頼性（情報銀行やデータ取引市場への認定）の確保に向けた取り組みを継続する。企業間でのデータ流通のエコシステムが成立するために、インセンティブ設計についても重要。これらについてデファクト標準、グローバルな相互運用性を確保しつつ検討を行うというふうにしてございます。

5番は、民間だけではなく行政機関の保有するデータの流通に適用可能なルール整備を目指す。これによって、国内ではAPI連携によるデータの流通がデフォルトで可能になる。官民データ活用の環境が整備されるとしています。これを国際的に敷衍するとDFFTの実現にも寄与するというふうに記載しました。

具体的なルール整備に当たっては、グローバルな技術標準の動向、民間の自由なビジネス展開、プレイヤー間の競争環境を公平に配慮しながら、官と民の適切な役割分担、協調領域による合意形成を目指すとしています。

産業データの企業間の連携に関しても、協調領域を設定できるかが課題であって、インセンティブ設計とあわせて検討を進めるというふうにしてございます。

最後の半ページでございますけれども、さらなる検討課題ということで、この辺も前回に指摘がございました、利用者・企業双方の意識・行動の変容を加速させることが必要。特に個人の意識に関しては、基礎的なリテラシーを高めるための、官民の取り組みを強化する必要があるとしています。

民間企業の取り組みに関しては、データ流通のエコシステムを機能させるためのインセンティブ設計を早急に進めることが重要としています。

最後に、医療・健康データやスコアリングなど、固有のリスクが考えられることから、本人の同意のみを根拠に利活用を行うことにより弊害が生じ得るパーソナルデータの類型といったものに関して、安心・安全な利活用を促進する観点から、それらの性質や利活用の影響、規制の要否について、引き続き検討を行うべきというふうにしてございます。

済みません。長くなりましたけれども、報告書の全体について、以上、説明させていただきました。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、ここからの議論の進め方ですが、4つに分けて議論いたしましょう。

1章と2章、それから、3章の視点1、3章の視点2、4章及び全体ということで、別に割り振りをするわけではありませんけれども、1セグメント当たり10分から20分ぐらいで、別に無理してどうしても意見を言ってくださいということではありませんが、大体そんな感じで進めさせていただきたいと思います。

まず、第1章、2章について、10分かそのぐらいやってみたいと思います。特に2ページ目ですか。概要版を映してもらえますか。2ページ目。

○吉田参事官 概要版には出ていないのです。本体です。

○安念主査 出ていないね。本体のほうの目指すべき流通・活用の将来像については、とりわけこの黒字の部分ですけれども、御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、原先生から。

○原構成員 御説明ありがとうございます。

太字の上から5番目について少し申し上げたいと思います。5番目の3行目に「企業の提供する個人に最適化されたサービスの内容を規定していくことが予想され」とあります。形式的にはここの文章が読みづらいというのがまずは1点です。もう1点は、とりまとめ案の中での、midataのGocompare社の事例にあったような、データが流通することによって、個人が自分により適したサービスを選択可能になるという個人のエンパワーメントに関係する記述を加えていただきたいと思います。よりよいサービスが提供側から半自動的に提供されるというだけではなくて、個人がそれらをうまくさらに選択したり使いこなしていくという意味合いを残していただきたいと思いますなと思いました。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

それは何か書き方の技術的には可能な感じがします。

○原構成員 はい。

○安念主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

根本さん、どうぞ。

○根本構成員 今さら申し上げていいのかわからないのですけれども、ポツの一番上で「個人が、自分のデータを」ということで、投網をかけてしまっているのですが、何回か発言させていただきましたが、不動産情報のように既にパブリック・ドメインになっている個人情報がありまして、（個人がコントロールできるのは）全部ではないということをごどこかに留保していただけるとありがたいかなと思いました。

○安念主査 なるほどね。

○吉田参事官 最後の今後の課題の注釈のところには書いているのですけれども、おっしゃることは、個人、先ほどの2ページに戻ると、「個人が、自分のデータを」というところに、除外されるものがあるという御意見ですか。

○根本構成員 意見というか、現状はそういう体系になっていませんかという問題提起ですね。

○吉田参事官 公開されているデータはありますが、それを個人も活用できるけれどもほかの人も活用できるというものではなくて、これは個人のものでなくて社会のものであるということでしょうか。

○根本構成員 データに所有概念を入れることには問題があります。個人のコントロールが及ばない当該個人のデータが存在するのではないのでしょうか。

○安念主査 それは、現在の法制度に関する事実の記述を言っているというだけの話ですね。だとすればどうだろうか。注29で書いてあることを前に持ってくるとかいうことではないのですか。それは事実なのだから。

○根本構成員 わかりました。

○安念主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、橋田先生。

○橋田構成員 この一連の会合で余りはっきり申し上げる機会はなかったと思うのですけれども、先ほど原先生がちょっとおっしゃったように、自分のデータを使って自分のためのサービスの選定ができるということは非常に重要なポイントです。というのは、自分のデータを使って商品・サービスを選定するという作業は、自分の手元で、つまり、自分の

データを外部にさらさずにできるわけです。スマホの中でやれば一番簡単ですが、もし仮にそれができなくて事業者のサーバーを使うにしても、そのサーバーの中での選定プロセスが事業者に見えないようにすることは技術的に可能です。このWGも含めたいろいろな場で、個人が自分のデータをいかにして他者に開示するかというデータの流通を議論しているのですけれども、流通させなくても活用できる場面は非常に多い。それは選定の場面です。個人向け商品・サービスを選定して、選定をしてくれたAIエージェントが、マッチングした商品・サービスをそのまま買ってくる購買代行をしてくれるというふうになっていると、そのAIエージェントを提供する事業者は、個人向けサービスの購買支援業、販売代行業をやっていることになるわけです。

ここで個人向けサービス全体の末端価格は幾らぐらいかということ、恐らく600兆円ぐらいあります。つまり、300兆の家計消費と、勤労者としての個人に対するサービスがきっと200兆ぐらいあるのではないかということと、家事とか育児みたいに無償のC to Cサービスが100兆から140兆なので、ざっと600兆が末端価格で、その購買支援、販売代行は手数料を1割以上取れますから、ざっと60兆から100兆の事業規模になるわけです。だから、それが一番でかいビジネスで、しかも、個人情報了他者に開示せずにできるという、最も問題のないケースなので、もっとそこを議論したほうがいいのではないかと。

そこがデータの取引の100倍以上大きな市場になるわけです。もちろん今、情報銀行をやろうと言っている事業者さんたちの中では、そちらのほうに明らかに向かっているところもあるので、それはそれでいいのですけれども、そこでマッチング、購買代行、販売代行を個人が自分のデータを他者に開示せずにやるというふうにする、かなりいろいろな問題がクリアできて、それが情報銀行の次の姿になるであろうと思います。

そういうことは、例えばGDPRを見ても一言も書いてありません。もちろんあれは人権を第一に書かれたものなので、そういう金もうけの話は全く書いていないのですけれども、そういう購買支援、販売代行による60兆から100兆の粗利を、マッチングに使ったデータを提供してくれた事業者にも分配すれば、データ提供のインセンティブは非常に大きくなるので、もうけるためにデータポータビリティに対応するという流れができると思うのです。

そういうやり方は、GDPR的にも特に問題はないというのが専門家の御意見なので、日本で先にそれをやりたいねという話をいろいろなところでしています。議論はそちらの方向に徐々に移りつつあるので、そういうポイントを入れていただくといいのではないかと。

そこでAIがマッチングによる購買、販売代行をやってくれるわけですが、そのAIは購買代行をやっているのか、販売代行をやっているのか。どちらの立場でマッチングをしているのかということが次に問題になるわけですが、やはりそこは中立性が重要だねと。そのAIはオープンソースでないといけないうし、学習用のデータもオープンにしないといけないうしみたいな、そういうことに関するガバナンスをどうやって確立するかという次のステージに議論が移りつつあると思うので、それにキャッチアップしていただければいいのではないかと思います。

○安念主査 どうぞ。

○吉田参事官 ありがとうございます。

今の御指摘は幾つか反映すべきところがあると思いついて伺っていたのですが、まず、このところに、先ほどの原先生の個人のエンパワーメントの御指摘とあわせて書き込むことを検討するのと、あとは先ほど視点1のところですね。エコシステムのところに今のアイデア・考えを、注釈に入れてみることを考えてみたいと思います。

それと、AIの扱いに関して、これまでも橋田先生から何度も言及をいただきましたので、この点についても今後の検討課題のところになると思いますけれども、記載を考えていきたいなと思います。

○安念主査 ごめんなさい。次は宍戸先生です。

今の点なのですが、これまで流通を促進ということを掲げているのだが、個人の情報、個人情報でなくてもいいので個別的データと言っておきましょうか、それは必ずしも内容を開示したり転々流通させないと利用できないものではない。そこで言う利用によってマネタイズできないものではない。だから、そういう内容を開示したりせず、あるいは流通したりせずマネタイズできる方法がまずは第一番、初手にある。その上で、また流通もある。そんなレアを成している。

○橋田構成員 しかもその初手が一番もうかりますよということですね。

○安念主査 今おっしゃったことは、わかりました。それはそれであるということ、参事官がおっしゃるように注記して、今後の課題みたいに整理しておいたほうがいいかもしれませんね。

宍戸先生、済みません。

○宍戸構成員 今の御議論の点なのですが、1つは原先生がおっしゃったように、個人のエンパワーメントが個人の発するデータを基礎にして行われていく。それによって、経団連のAI関係のペーパーなど、いろいろなところでもよく言われていますけれども、インクルージョンとかダイバーシティとか、一人一人がそれぞれの善き生を送れるようになっていく、そして、経済的にもそれが回っているというような未来像は、どこかで書き込んでいくべきではないかというふうに思います。これが1点目です。

2点目は、橋田先生からお話があったような点と、先ほどの購買代行であると同時に販売代行なのかというAIの中立性は、まさに今の3ページの2ポツで書かれているトラストに基づくということでもあるのだろうと思うのです。今のお話は、現在見えている情報銀

行、データ取引市場だけではなくて、何かさらにその先があるという形で、ここにうまく書き込んでいただくのがいいのではないかとすることがその次の論点です。

さらにもう一点申しますと、その下のポツで、これは原先生、橋田先生がおっしゃったことの両方に共通すると思います。先ほど座長もおっしゃっていただいたことだと思いますけれども、ここで「流通し」というところをあえて押し出す必要はないのだろうということです。ダイナミックなデータが企業のサービスを個人に最適化していくのだということに、別に流通という言葉をあえて言う必要はない。流通によって最適化する場合もあれば、そうではない場合もあるだろうというだけのことで、ここはそのように書いたほうがいいのかと思ったところです。

以上です。

○安念主査 私ばかりしゃべって申しわけないです。その次は林先生です。

AIとか、AIを実装している情報収集機関とでも言うか、この場合は情報銀行などのことですが、これは中立的であることが求められるのですか。それとも、いわば代理人の忠実義務みたいに、委託者の利益をひたすら図ることが求められるのだろうか。それは局面によって違うのだろうか。

少なくとも利益相反や双方代理みたいなものはだめだというのは、我々ローヤーからすればすぐ出てくる話だけれども、中立的であるか、忠実であるかということは、局面によって異なることなのですか。

○宍戸構成員 これはもちろんAIの研究者の方にいろいろ御議論があると思いますけれども、私が理解している限りでは、いろいろなところで言われているAI社会原則とかEUなどのAIの議論でも、いろいろな局面があります。本人が使うだけなので、本人に対して忠実であればいいというものもあれば、人と人をマッチングするようなAIは、中立でなければいけない。そういう、多分、広い意味でTrustworthyなAIとか、信頼できる、トラストという言葉で、広く包含した上で、いろいろな社会生活場面ごとにそこでの価値をさらに具体化して織り込んでいくということなのだろうと思います。

ここで余り、書き込み過ぎるといけないので、トラストということでは入り口としていいのかなと思います。

○安念主査 そうだね。多少オープンなところはオープンにしておいたほうがむしろいいでしょうね。

林先生、済みません。その次に森先生。

○林構成員 ありがとうございます。

3 ページの3つ目の四角の「企業等が保有しているデータを個人に移すこと」というと

ころの表現なのですが、企業等が保有している「個人データ」を「本人」という趣旨なのでしょうか。「企業等が保有しているデータ」には企業のトレードシークレットもあると思うので。それから、これは29ページのデータポータビリティのところの「受け取りやすく」という表現のところで申し上げるべきかどうか、ちょっと迷ったのですが、ごめんなさい。

○安念主査 どこですか。

○林構成員 第3章の3.1.3にも「企業の保有するデータを個人が受け取りやすく」というタイトルがあります。確かに「データ移転」という言葉で今までずっと言われていたので、「受け取る」とか「移転」という言葉で整理されてきたと思うのですが、それがゆえに、このデータポータビリティを議論するとき、例えば医療機関が重いデータを個人になど移転できないとか、そんな設備、費用はどうするのだとかいうことをおっしゃる方がいらっしゃるのです。しかし、そうではなくて、個人が利用可能、電磁的に利用可能に、アクセスできるようにする、あるいは本人または本人の代理人にアクセスキーを渡すとか、そういう観点にしたほうが、データポータビリティを実行していく際、イメージとして抵抗感が減るのではないかと考えています。そういう意味で、「受け取りやすく」とか「移す」とかいう表現ではなくて、「電磁的に利用可能」とか、「アクセス可能にする」とか、そういう表現がいいのかなと考えております。

○安念主査 占有改定にしておいて、除けるときは除けるみたいな、例えばね。

○林構成員 はい。要は、物理的に何かを移転する話ではないということイメージしてもらいたいという趣旨です。

○安念主査 わかる。適当な日本語が多分、まだないのでしょうね。つい物権類似に物を見てしまうというか、申しわけありません。

どうぞ。

○森構成員 ありがとうございます。

橋田先生、宍戸先生、林先生のお話は全くそのとおりでなと思って伺っていたのですが、これも結局流通、データ流通と言っているの、どうしてもまたぐ感じというか、個人、本人から事業者へ渡します、事業者から本人へ返します、事業者間を渡りますという話になっているわけなのですが、そうではないパターンもあるということを頭で書いていただいたほうがいいかなと思います。

特に橋田先生のお話は、多分、これまでは、割と重い処理はサーバーでやっていただく

しかなかったのですけれども、だんだんエッジヘビーになってきたからできるようになったという面もあると思いますので、そういう意味では、時系列的には流通が先で、ローカルで処理できるものが後。そちらのほうが新しい技術だと思うのです。レコメンデーションにしても何にしても、なので、それをちょっとそうですね。

2ページから3ページのところで、データ流通と言っているけれども、それはもちろん本人から事業者へということだけを意味するのではない、あるいは事業者間ということだけを意味するのではなくて、ローカルにとどまる場合でも利用できる場合があったり、あるいはデータの所在を移さずに、林先生の言うようにアクセスが可能になる場合も全部入るということをお願いしたいほうがいいかなということですかね。

○安念主査 なるほどね。わかりました。そうすると流通というよりも、むしろ利用そのものだね。

関さん、どうですか。

○関構成員 今までの一連の議論にも関係するのですけれども、3ページの上から3つ目のポツにつきましては、私は、データポータビリティを日本で認めていくということについてはまだまだ慎重な考えを持っています。所有という概念にもなじみませんので、そのあたりはかなり議論しなければいけないと考えています。データポータビリティを認めていくかどうかという議論を念頭に3つ目のポツを見ると、かなり慎重な表現のほうが良いと思っていて、先ほどもお話がありました「移す」であるとか、「流通する」であるとか、個人中心のデータ活用になる、ならないという話もいろいろ検討していく必要があると思いますので、決め打ちにならないような表現が望ましいと思います。

○安念主査 わかりました。ありがとうございます。

何とか言っているうちにもう1時間が過ぎてしまったものですから、一渡りやっていきたいと思いますので、また後でお気づきの点があったらそれはそれで結構で、戻っていただければと思いますが、とりあえず3章の視点1に論点を移したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田参事官 ここからはほぼ概要版のほうでござらんになっていただいて。

○安念主査 概要版のほうですね。概要版のほうのまずは6ページをござらんください。それこそ流通ですけれども、円滑なデータ流通に向けた環境整備のところからです。

ちょっと私、例えば根本さんに伺うのがいいのかもしれない、あるいは関さんでもいい。ここは別に個人情報に限った話ではないので、特に産業データも重要なファクターになってくると思うのですが、言葉としては協調領域というものが数年前からよく言われている

のですが、現状としてどうなのですか。これも印象論にすぎないかもしれないが、なかなか日本企業は自分が持っているデータを外に出したがるらないということはよく言われているのですけれども、この点についてはどのくらい検討が進んでいるのか、あるいは実際のプラクティスとして進んでいるのか、どのようにお考えになりますか。

○関構成員 協調領域と競争領域とございますけれども、これは結局ビジネスの分野によって全然状況が違うのだらうと思っています。

特にデジタルプラットフォームの世界だと、協調領域は非常に限られていると思います。したがって、競争領域を前提に物事を考える必要があります。逆に医療とかそういった分野については、むしろ協調しているいろいろなものを共同で使えるようにするという方向のほうは社会にも有効だし、それぞれの関係する企業とか機関とかにとっても有効だらうと思います。

そのあたり、特にITとかデジタルとかいう分野は、国際的にも競争している世界なので、なかなか協調して何かやるというのは限られるという感じがしています。したがって、やや慎重な立場でおります。

○安念主査 そう言ってしまうと、今やITと無関係な業態などはないのだから、結局は全てが競争領域になってしまうのかなという印象もなくはないのですが、根本さん、いかがですか。

○根本構成員 現実には起こっていることは、協調領域をどうやって広げていくかということです。一部にどうしてもやはり自社で囲い込みたいという方がいらっしゃるのは事実なのですけれども、恐らく今後、そういう方は競争に敗れていく可能性が高いので、必然的に協調領域が広がっていくのだらうと見ております。

例えば物質・材料研などでやっている材料のデータベースのようなものにつきましても、従来は企業秘密、企業内のデータとして囲い込まれていたものを、パブリック・ドメインとして整備しようとしている。あるいは三次元道路地図データのようなものについては、これも協調領域としてやりましよう。それにいろいろな地図会社とかが付加価値をつけましようというような形で、競争のあり方、やり方は全く変わってきている。こうした競争のやり方についてこられない人は、恐らく市場に残れない形になっていくのだらうと。これは時間軸の問題がありますけれども、そのような見方をしております。

個人情報データの流通、流通以前にパブリック・ドメインにしてしまうという世界になりますので、そういうお話ではないかと思っております。

○安念主査 そうですか。ありがとうございます。

CIO、何かコメントがあれば。

○三輪政府CIO 一応企業にいたので、それを意識していたのですけれども、補助金か何かのプロジェクトがあるでしょう。企業同士がデータを出し合って。

○吉田参事官 経済産業省の。

○安念主査 ありますね。

○三輪政府CIO もっと具体的に見ると、余り同業種ではなかったです。異業種というのが多い。やりやすいのは異業種なのです。異業種だったら皆さん一生懸命やっているのです。GAFAsは協調していますか。一部ありますね。マイクロソフトと何かとかがあったけれども、しないでしょう。めちゃくちゃ仲が悪いですね。同じ業種、似た業種同士が協力するのは難しい。これからどうなるかは分からないけれども、現状、それはものすごく難しい。

異業種はやっている。ただ、異業種も今、このプロジェクトを見てもわかるけれども、なかなかうまくいっていないですね。だから、私の前回の最後の挨拶にもあるのだけれども、データ活用をして、どうやってビジネスに持っていくのだというところが大事なのです。

これは今、努力してやっておられるものですね。見ると余り同業はないでしょう。異業種が協力して。

○吉田参事官 この真ん中のシップ・データセンターは船の運航データの話なので、これは同業でデータを。

○三輪政府CIO 自動運転などもそうだけれども、地図の情報だとか、そういうものを各社で全部やるのはばかばかしいから、その辺は一緒にやりましょうとか、そういうものはゼロじゃないですね。

○吉田参事官 地図が下から5個目。ダイナミックマップ基盤株式会社です。

○三輪政府CIO その辺はオープンイノベーションという言葉がありますが、そんなものは昔からやっていると言うのですが、よく見ると全部異業種とですね。

○安念主査 どうぞ。

○河野課長補佐 ありがとうございます。

当省の補助事業についてですが、今御指摘いただいたとおり、同業の間でデータを共有

している事業も幾つかはあるかなと思っております。同業間のデータ共有事業の特徴として個人的に考えているのは、データ共有の目的が割と公的なものが多いということです。プラント保安であれば、「安全性確保のためにどうするか」とか、あるいは化学、素材系の企業であれば、「過去の研究開発データや失敗データをどのようにシェアするか」といったことです。ご紹介いただいたシップデータセンターや地図の静的データの3Dマップもそうですね。

「それぞれが分散的に投資しても仕方がない」とか、「社会課題の解決のために」といった、比較的公的な目的で実施されている事業が目立つ印象は確かにあると思っております。このため今後の課題としては、前々回も当方から御紹介したとおり、それを儲ける仕組み、サービスの活用やスタートアップの参入が盛んになるような一つのエコシステムにしていくことが重要かなと思っておりまして、そうした観点での継続支援を行っていくと考えているということでございます。

○安念主査 協調領域の話ばかりする必要もないけれども、今、シップの話が出たのでちょっと伺ってみると、例えば、船についてCO2の排出規制がめちゃくちゃ厳しくなりますね。大体今までは重油焚きだったけれども、LNGにだんだんしなければいけない。これは、世界的な、業界横断的な課題だから、ああいうところだと場合によってはどういうエンジンを使ったらいいか、どういう航路をたどったらいいかというようなデータについて、協調する余地があるのではないかと。例えばそういう話ですか。

○河野課長補佐 そうだと個人的には思っております。先ほど御指摘があったとおり、そういった話はデータ利活用以前からずっとある問題でして、経済産業省も1960年代ぐらいから技術研究組合などの取り組みをしています。例えば最近でも、ヨーロッパ市場にクリーンディーゼルの技術で入っていくために、OEM各社が連携して共同研究開発をするといった取り組みの検討が進んでおります。あれも言ってみればデータ利活用、データシェアの取り組みの一部と言えるかもしれません。

○安念主査 ありがとうございます。

重要な指摘をいただきました。どうぞ、ほかにどなたからでも。

どうぞ、森先生。

○森構成員 済みません。すごく素人っぽいアイデアなのですが、今のお話を聞いていると、やはりなかなか事業者間で難しい。それは難しいと思うのです。だって、もしそんなにみんなが協調して、融通してくれるのだったら、最初に投資せずに待っていることが合理的ということになるので、それはどちらかというと、むしろ政府のほうでそういう鼻をきかせていただいて、これはそれぞれ先行投資していろいろ調査して、それぞれに

データができつつあるけれども、そこまではもちろん全部をカバーしない、全体がカバーできていないけれども、みんなで投資しているけれども、サンクコストになっているから、ここは協調したほうがいいのではないかみたいなことを、マッチングプラットフォームではないのですが、何か提案してあげるとか、そういうことのほうが、うまく進むのではないか、事業者間で、かつ、競合関係にあたりすると、私たちはせっかくここまでやったのに、これをただであいつらに見せると、あいつらの商売がさらに発展していけないみたいな、そういうものもあるのかなと思いましたので、私は政府の役割のような気がちょっとしました。

○安念主査 ここはなかなか世界観の違いが、そういうものも確かにあるのでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

競争領域と協調領域を心の中でというか、頭の中で切り分けるということが本当にできるものなのかなと、時々ちょっとは思うのです。例えば特許などの世界を考えると、特許の出願は、あれが本当に金になると思って出願しているものはそんなになくて、かなりの部分はライバル企業の技術開発の邪魔をしているわけです。公知技術にしてしまったら、他社は発明を権利化できないから、他社の技術開発の度合いを大体推定して、この辺で邪魔をしておくのが一番有利だなと言ってやっている。そういうものを普通にやっていると、しかし、一方は協調領域をつくりましょうというのは、これはもしできるとしても、ほぼトップに近いようなレベルでの意思決定をしないと、恐らく無理ですね。

○三輪政府CIO ちょっと似ているのは、例えばトヨタさんが最近、ハイブリッドの技術をオープンにするとか、あのようデータで何とかしようというよりも、ビジネスモデルというか、ビジネス全体の戦略の中でそういうことがやられないと、なかなか難しいのでしょうか。

だから、単純にデータを共有したら、こんなことができるでしょうということではなしに、もうちょっとビジネスの戦略みたいなところに入って行くのかもしれないですね。

○安念主査 全くそうでしょう。ハイブリッド車は、もうとにかく使えるだけ使い切ろうという考えで、他社にもハイブリッド車かそれに似たものをつくらせる。については部品の細々としたものまではつukれないから、トヨタさんをお願いしますねと言ってくるだろうとして、現に言ってきている。そういう極めてすごい戦略。

○三輪政府CIO そういう戦略的に計画していきましょうという話があるのかもしれない。

○安念主査 そうです。だから、可能ではあるけれども、かなり高い意思決定が必要なのだなという気はいたします。

さて、また戻っていただいてもよろしいので、なだらかに視点2のほうに行きたいと思
います。どうぞ。概要版の9ページからごらんください。

どうぞ、原先生から。

○原構成員 では、視点2のほうにコメントさせていただきます。まず、概要版と本体と
の関係についてですが、本体38ページの3.2.3は、見出しが個人の同意の取得・管理のあり
方で、その下に(1)個人が安心してデータ活用者へデータを提供するための方策で、(2)
(3)と続いています。これらと概要版の見出しが一致していないように思えました。

○安念主査 よく気づきましたね。

○原構成員 概要ではスライド10枚目ですね。①②③④とあり、①が個人の同意の取得・
管理のあり方になっていて、本体と構造が少しずれているせいで、対応がとれませんでした。

○吉田参事官 そうですね。済みません。

ただ、①のところ、そうですね。3.2.3で書いてあるところが、個人の同意の取得・管理
のあり方というタイトルになっている。これが確かに概要版で①になっております。済み
ません。ここは直します。

○安念主査 御指摘ありがとうございました。

○吉田参事官 基本的には(1)から(3)まで、そうですね。本文の(1)(2)(3)
が①②③に対応していると思っていただければと思います。

○安念主査 どうぞ。

○原構成員 次は内容の面についてですが、視点2で、私も再三いろいろと申し上げてき
た受容性調査の内容を含めていただきまして、ありがとうございます。

ですが、最初に指摘したエンパワーメント、あるいは個人がどれだけ利活用をするか
ということにも関係してくるワーディングでもう1点だけあります。もともと本体にもある
2.4の利用者の動向、調査結果の中では、受容性という言い方と、利用意向が高い低いとい
う言い方を使い分けていたかと思えます。利用意向には、ただ単に必要最低限という受容
性の意味ではなくて、それを積極的に生かしていくとか、あるいはむしろ喜んでそのサー
ビスを使っていこうという意味が含まれると思っています。

ただ、視点2のほうになると、そんなに分量も割いていないからかもしれませんが、受

容されやすいサービス、受容されやすいデータの活用、データ活用の受容性などがキーワードになっています。受容を基本にしてもいいのですが、利用意向の高い、低いとか、利用意向を高めるとか、そういった表現も適宜入れていただけるといいかなと思いました。済みません。同じような指摘ですけれども、以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

それはそうだね。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、森先生。

○森構成員 私は本文のほうで、3.2.3の、今、原さんから御指摘があったところの後のほうなのですが、(2) データコントローラビリティの及ぶ範囲ですけれども、これが若干わかりにくいかなと思ってまして、40ページです。個人が直接データを提供するデータ活用者に対して同意と比較して、活用者Aからさらに別のデータ活用者へデータ提供することに対して同意する場合は、データコントローラビリティにおけるリスクが大きくなるものと考えられる。恐らく絵のところにもありますけれども、直接の取得者はAである。それに対して、わかっていることは本人としては承知しているわけですが、承知しているかどうかという前提もちょっとあるわけですが、別に取得については本人にわからないように取得することというものがありますので、それがBに出ていく。今度は第三者提供です。Bとしては直接取得ではなく間接取得ですという場合に、コントローラビリティをどうするのかということだと思っておりますけれども、一つには、これは情報銀行の認定制度の中では議論されていることですが、個人情報保護法だとか、ガイドラインだとかから比べると、かなり要求事項としては高目の要求になっているということです。

それをどう考えるかということと、なので、(2)の前半部分でも、情報信託機能の指針バージョン1が出てきますし、後半でも、後半は①と②、第三者提供の場合と、提供だけでも第三者ではない場合です。共同利用とか委託とかの場合に分けて書かれています。情報銀行の指針バージョン1.0が出てきているのですけれども、一般的な個人情報としてどこまで求めるのかということと、情報銀行としてはどうしているのかということは、ちょっと分けていただいたほうがいいかなと思うのですが、このあたりについて何か方針というか、そういうものがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○安念主査 どうですか。

○吉田参事官 基本的には、一般的なパーソナルデータの活用について議論できればいいと思っているのですけれども、他方で、情報銀行の議論も進んでいることから、それについても言及してみたということで、本来書きたいのは一般的なパーソナルデータという形です。

○森構成員 わかりました。ありがとうございました。

○安念主査 ありがとうございました。

どうぞ、関さん。

○関構成員 その点は非常に重要な話で、全体的に情報銀行、PDSの話ということで理解をしていたのですけれども、一般的なパーソナルデータの扱いという話であれば、記述として不適切なところがたくさんあると思っています。

特に、例えば視点1のほうに戻りますけれども、データポータビリティの話についても、データポータビリティをやるのが前提になっていると思われるような記述がたくさん見られます。例えば一般的なデータポータビリティという単語とか、これは一体何なのだろうということもございますので、そこはぜひ見直していただきたいと思います。

あと、視点2のほうについて言えば、コントローラビリティについても、これはコントローラビリティの提供・担保が前提になっていますけれども、利用者でそこまで活用できる人、気にする人は一体どれだけいるのかということが非常に疑問ですし、非常に特殊な、ある意味で知識とかスキルが高い人を前提にしないと、こういう議論は成り立たないと思うので、一般的なパーソナルデータの扱いということであれば、そのあたりは認識を前提から考え直すべきだと思います。ちょっとざっくりした意見です。

○安念主査 ここは重要です。この報告書が持っている基本的なスコープということですね。どうなのだろう。心として、情報流通一般を念頭に置いているということはそのとおりなのだろうけれども、とりあえずはやや特殊化されたツールとしての情報銀行等のことを具体的には考えて、この場合はどうしたらいいかということかなと私は思っていたのだけれども、どのように考えたらいいですか。

○吉田参事官 各論としては御指摘のとおりだと思っています。

ただ、一般論として議論しているところも報告書には書いてあって、そこは価値中立的に書いているつもりで、先ほどの一般的なデータポータビリティについても、それを進めるべきということは書いていなくて、そこは市場の中での差別化として考えられるということが書いてあるだけで、プラットフォームや分野に注目することなしにデータポータビリティを一般的に進めないといけないというトーンで書いてあるつもりは特にはないです。

○関構成員 そもそも一般的なポータビリティは一体どういう趣旨の言葉なのかということも含めて、それも言葉が適切なのか疑問に思うのですけれども、恐らくEU等で議論されているとか、そういう意味なのでしょうが、それが一般的で、一般的というのは導入すべ

き、そういう考え方をとるべきということなのかと思うと、そこまで書くべきではないのではないかと。

○吉田参事官 ここで一般的と書いてあるのは、いわゆるプラットフォームに対するポータビリティの考え方、分野別のポータビリティの考え方を紹介した上で、その検討は別にあるけれども、一般的にということなので、そういったプラットフォームに着目したもの、あるいは分野に着目したものではないという意味で使っています。

○安念主査 先生の御疑問に私が答える能力はないけれども、それはまだオープンな話、つまり、今後の経済や技術の進展において、さらに上位概念というか、別の流通の形態が出てくるかもしれない。来ないかもしれないわけだが、それをとりあえず仮称で一般的など呼んでいるだけのようなことにも思いましたが、ちょっと違うかな。

○関構成員 では、お願いとしては、この報告書のスコープとするところを明確に前提条件として書いていただきたいということと、そこから外れるものについてはそれがわかるような記述の仕方をしていただきたいということです。

○安念主査 その点は工夫させてください。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

橋田先生、どうぞ。

○橋田構成員 個人が安心してデータを活用できるというときに、データを他者に提供して活用するというのは2通りあるわけで、一次利用と二次利用ですね。それは区別して書いたほうがいいのではないかという気がします。

先ほど発言の中で触れた、そもそもデータを他者に開示せずに手元で使うというような活用もあるので、大雑把に言って3種類ぐらいの使い方がある。ここで個人が安心できるかどうかという問題になるのは主に一次利用と二次利用なのだろうと思います。

特に一次利用だったら、私などは、自分の命にかかわるようなときに、医者に自分の健康とかの情報を洗いざらい話すのは当たり前と思っているけれども、世の中にはそうではない人もいるらしいという話が前回あってちょっとびっくりしたわけです。そういう話と二次利用は性質が違いますね。直接自分のためになるわけではなくて世間一般のために使われるという場合はどれぐらい安心すればデータを提供するかということに関しても違いが出てくるはずだから、区別したほうがいいのではないかと思いました。

○安念主査 それは先ほどのスコープの話ですね。広い意味ではね。この取りまとめがどこまでを視野に入れて、主として論じているのかということをはっきりさせたほうがいい

ということですね。それはそのとおりなので、読みやすくなるから、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、前に戻っていただいてもいいので、なだらかに4章と全体というふうに行きましようか。

林先生、どうぞ。

○林構成員 ありがとうございます。

4章の4.1の今後の取り組みの方向性の①。

○安念主査 概要版でいいですか。

○林構成員 済みません。本物。本文。

○吉田参事官 49ページに書いています。

○林構成員 4.1の「今後の取り組みの方向性」の下、「円滑なデータ流通の促進に向けた今後の取り組みの方向性」の①です。「パーソナルデータの活用に関しては」というところについて、この報告書の中では特に書かれていなかったかもしれないのですが、いわゆる条例の2000個問題など、個人情報保護法制の複雑さの問題への対応が必要だという問題意識を持っています。どこかに書いてあるのか。済みません。

○安念主査 それはある。本文の3.1.4とか。

○林構成員 そうでしたか。済みません。見落としました。

では、そういう前提のもとであるということ踏まえて、ここで「各関係省庁において、引き続き必要な環境整備を行う」という、環境整備を行う関係省庁には、例えば医療等データだったら厚労省において検討するとか、それぞれの省でなさると思うのですけれども、その検討の先には、今後の個人情報保護法制の議論に、個人情報保護法制の見直しも含めた包括的な環境整備につなげるというようなことを、この先につけ加えていただけないかということが1点でございます。

○安念主査 その場合、個情法のどういう点というか、どういう方向での見直しということになりますか。

○林構成員 そこまで言ってよろしいでしょうか。

○安念主査 もちろん。

○林構成員 どうせここには書かれないと思うのですけれども。

○安念主査 理由だけ言ってください。

○林構成員 例えば認知症や緊急時など、本人同意が難しい場合がありますので、同意について代理ができるようにする。それから、2000個問題の解決としては、条例でなく法律で優先すればいいわけですから、分野ごとの特別法をつくるなどがあります。今回の個人情報法の3年見直しの項目には挙がっていないようですが、より抜本的なこのデータ利用の促進に向けた、特にパーソナルデータを活用していくという面で障害になっているような点や、この個人情報保護法の見直しというか、保護法制の見直しの中で実現していくということは、関係各省庁での検討の先において、横断的にやらなければいけないことではないかと思っています。

○安念主査 わかりました。個人情報保護法という単一の法典の話ではなくて、保護制度あるいは保護法制という包括的なものを指しておられると考えればいいですね。

○林構成員 そのとおり、その議論につなげることを追加していただきたい。それが1点です。

あと、もう一点済みません。最後のところの4.2、「さらなる検討課題」の最後のパラグラフで、「また、本ワーキンググループにおける検討を通じて、医療・健康分野のデータやスコアリングなど、それぞれ固有のリスクが考えられることから、本人の同意のみを根拠に利活用を行うことにより弊害が生じうるパーソナルデータの類型があることが明らかになった」という、これはその前のどこの文章を引いて書かれているのでしょうか。

○吉田参事官 これはその前の、先ほどの3.2.5のきめ細やかな対応が必要な分野ということで、特に要配慮個人情報、医療・ヘルスケア分野に関しては、医療機関での活用や、医療機関の連携・推奨する健康サービスの活用に限定した活用条件の明確化といったところを念頭において記載しています。

○林構成員 そうしますと、スコアリングについての記載では固有のリスクとか弊害を書かれています。今のヘルスケアのところでは、固有のリスクとか「本人同意を根拠として弊害が生じ得るパーソナルデータの類型」だとかは書き込まれていないわけですし、むしろ少なくとも医療・健康分野については、ここで挙げている問題は、先ほどの円滑なデータ流通の促進に向けた今後の取り組みの方向性の③で書かれているような、認定制度な

どの枠組みだとか、PDS機関のトラストを保証するような設計というところに吸収されるべきではないかと思います。最後の締めの記事でこういう書き方をされますと、国民にとって一番利用ニーズの高い医療・健康分野のデータの利活用の促進と逆向きのメッセージが強調されるような印象を持ってしまいましたので、ちょっと御検討いただけないかと思います。

○安念主査 今のことはどうでしょうか。

○吉田参事官 ここはほかに御意見があればお願いします。

○安念主査 森先生、どうですか。

○森構成員 済みません。私は医療のほうは専門ではないのですけれども、御案内のように、お医者さん2人に挟まれて、いつも着席しておりますので。

○安念主査 きょうはもう一人のお医者さんはいないからね。

○森構成員 そうなのです。そのもう一人のお医者さんがしょっちゅうおっしゃるのが、同意があるからといって全部自由にやっていいわけではないのだというお話なので、ちょっとかわって申し上げておかないと、何で黙っていたのですかと後から言われても困るので、先ほどの医療のところを出していただきますと、どこだったかな。

同意だけで、スコアリングのページの1つ前ですけれども、黒字のところ。「今後、要配慮個人情報も含めたデータ利活用の促進を検討するにあたっては、同意を前提とした上で、運用上、活用の範囲に一定の限度を設ける（同意があっても活用できない場面を明らかにする）等の活用条件の明確化により、保護と活用のバランスが図れるのではないか」ということなので、やはりユーザーが十分に重要性といいますか、危険性といいますか、インパクトを理解していない場合があるので、ちょっと同意だけではという場面があるのかなという意味では、スコアリングで通じるものがあって、後ろの課題のところであのようにまとめて書いていただくのがいいのではないかと矢作先生にかわって申し上げたいと思います。

○安念主査 矢作先生にかわって、何か2つ問題がありそうな気がします。つまり、同意だけではだめだぞという局面と、同意にこだわっていると、例えば先ほど橋田先生がおっしゃった、あるいは林先生がおっしゃった救急みたいなときだね。同意がないと何もできないという、かえって当人の利益を阻害してしまう。2つのベクトルがあるような気がするのですが、どんなものですか。

松本先生、済みません。

○松本構成員 もう一人の医者が、まさしく一番の問題は、データを流通させて活用するというためには簡単に同意でいいのですが、医療の現場では今、おっしゃったように、同意がとれないことがある。そうすると、私のイメージなどでは、橋田先生がおっしゃったようなPHR、自分のスマホにデータが入っていて、同意がとれないときは本人の指紋をそこに押しつけるとか、取り出せるとか、そういうものがないとだめだなと常々最近考えています。

それから、厚労省との会議に臨んでいて、この中で、例えば概要版の12ページに書いてありますポツで、さらなる配慮が必要な分野の2つ目の矢印ですが、「医療機関での活用や医療機関の連携・推奨する健康サービスでの活用が考えられる」と最後の行に書いてありますが、これは国内のことだけしか触れていないので、実際のニーズは、今の同意の出る個人情報ということに関しては、何度も同じことを言いますがけれども、130万人ぐらい海外に日本人の企業戦士が出ております。そこから私のところに届くのは、やはりマイナンバーを使ったら、例えば中国とか何とかでも、自分の日本でのデータを送ってくれるようなサービスをしてくれないと、国に守られている実感がないということを行っている。

これは厚労省の会議で私が必ず言うのですけれども、今、マイナポータルからアクセスできるのも、健診情報やレセプト情報とか、非常に参考にはなるけれども急性期医療ではもしかしたら役に立たないというようなデータがあって、もうちょっと数年待たなくてはいけないのですが、さらなる配慮が必要な分野でこれからの夢を描くとすれば、マイナンバーとかそういうものをきちんと整理して、個人のデータに結びつくようになるということであれば、そういう使い方も視野に入るということをやはり入れていただきたいと思えます。

実際に厚労省と相談しているのは、私は、中国の企業の中で、日本人と一緒に働いている中国人が、日本の医療を信用しているので、どうしても日本の医者に診てもらいたいと。そういうニーズが実際にあって、そういうことを今、これからシステムを構築しようとしていますけれども、逆の日本人の場合もありますので、中国で、特にEUとか、日本とデータ交換をしてもいいというような協定を結んでいる国の中と日本の間では、そのようなことも考えている。

それは個人ですので、ここで今、話しているような、データを集めてビッグデータにして解析するとか、そういうお話とはちょっと違うので黙っていましたがけれども、何か書き込んでいただきたいと思えます。

○安念主査 わかりました。

森先生、どうぞ。

○森構成員 済みません。余り細かい条文の話をしたくないのですけれども、先ほどちょっとお話にあった、本人が人事不省で同意がとれないときにどうするのだと。そのようなものは今も条文に、個人の身体・生命を守る必要があつて本人の同意をとることができないときは例外みたいなものがありまして、なので、なかなか本当に利活用に対して、特に医療分野で利活用の必要性が極めて大きいということはわかっておるのですけれども、割と法文であるとか、あとは医療分野ガイドラインで院内掲示に一定の効力を認めているようなことがあつたと思いますし、なので、そこにも書いていない。それから、さらに今の3年見直しの間接整理のアジェンダからは落ちているということが、それはもしかしたらあるのかもしれませんが。医療の分野において、それがあつたのだつたら、それは若干書いたほうがいいのかもありませんけれども、それが本当にあるかは確認をしていただいて、その上で、現行法と中間整理では不十分だということならば書くというのが普通の手順かなとは思いますが。

○安念主査 ごもつともですね。少なくとも医療についてはそうですね。わかりました。ほかにいかがですか。

根本さん、どうぞ。

○根本構成員 2000個問題の件は先ほど御指摘のあつたとおりで、やはりそろえないとうにもなりませんので、課題としては当然入るのだらうと思っております。

それから、先ほどの協調領域に関連しますけれども、サプライチェーン上のデータが共有されないと、国としての生産性が上がりません。そこをどうするのだという視点を常々私も思っているのですが、今回はちょっと出てきていないなという気はいたします。これまで余り議論もしていなかったので申しわけないのですけれども、先ほど振り落とされますよと言つた意味は、サプライチェーン上で共有化されたデータにアクセスできない人は、もう競争から排除されますよという意味があります。同業他社のところは、もうM&Aの世界なので、いろいろそういう形でやることにならうかと思っております。

あと、DFFT系のお話が4と5あたりにばらばらと分かれてしまっているのですが、こちらはできれば一つ、課題として大きく取り上げていただけるとありがたいなという気はしております。国内問題も、冒頭に申し上げた2000個が解決すれば、行政機関というか自治体の問題が解決されます。そうすると、かなりいろいろやりやすくなりますし、国民生活にとつても非常によくなるのではないかという気はいたします。

あと、どうでもいい話ですけれども、この1だけ「利用者本人の同意」になっています。この場合の利用者の同意とは何ですか。今さらに済みません。

○吉田参事官 失礼いたしました。

○安念主査 どこですか。

○根本構成員 利用者のデータコントロールとか、個人か提供者か、どちらかですね。

○安念主査 なるほど。ここのところだけこういう言葉になっていたのだね。わかりました。最後におっしゃったDFFTの話は、場所的にはどこで総括するのがいいですか。やはり最後がいいですか。

○根本構成員 4とか5とか、ばらばらと出ているので、どこかにまとめていただいたほうがいいかなという気がただけです。ただ、取りまとめのやり方はお任せしたいと思います。

○安念主査 実は私も全く同じ問題意識を持っていて、世の中がだんだん逆方向に向いていませんか。米中の貿易戦争など、要するに、自国内に閉じ込めようという技術や何かの自由な流通を阻害するような方向が、少なくとも政治的に、ポリティカリー・コレクトになってしまっていて、非常に危険な状況だと思うのです。そうすると、個人情報とか、こういうデータの集合体というの、一種戦略的に使われてしまうというのか、そういうおそれがだんだん出てきているような気がします。DFFTも政治的な意図で言っているわけだけれども、そのカウンターウエートとして十分活用できる概念ではないかと思うし、日本は自由貿易とか情報の自由な流通なくしてとても食っていけるはずがないのだから、日本にとっては非常に重要な概念ではないかと私は思ったのですが、経済界も多分、そう思ってくれているのではないかと私は思うのです。

○根本構成員 クリティカルなお話として、その話は国内にとどまらずいろいろな場で、いろいろなステージでさせていただいている状況です。

○安念主査 わかりました。では、何か工夫してみましよう。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。時間も大体いいぐらいかな。

それでは、いつもながら活発に御議論をいただいて、どうもありがとうございました。

それでは、本日いただきました御議論を踏まえまして、一応私に最後の取りまとめをお任せいただきたいと思いますが、いろいろ全体にかかわるような、あるいは射程の長い御議論もいただきましたので、場合によりましては個別の方に御相談をしながら、取りまとめをさせていただきたいと存じます。そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○安念主査 ありがとうございました。

それで、まとまったら公開するのですね。そういうことでございます。
それでは、最後になりましたが、三輪CIOから一言お願いいたします。

○三輪政府CIO では、まず、この会議は昨年7月から、ほぼ1カ月に1度あったということで、我が国でのデータ流通をめぐる情報・課題について御議論いただきました。本当にありがとうございます。

あと、米国、EU、中国など、データをめぐる政府や産業のグローバルな動向に対して、我が国としてどのようなデータ活用社会を目指すべきかについても、貴重な御意見をいただいております。

今回のまとめは、円滑なデータ流通、個人が安心してデータを活用できる環境の2点検討しましたがけれども、現時点でスナップショットであって、今後の動向を踏まえたさらなる検討課題も多く残っていると考えております。

また、私がいつもコメントしておりますように、日本の企業の皆さんが、実際にどのようなデータを活用したビジネスを展開されるかが鍵であると思っておりますので、グローバルな競争の中でのチャレンジを応援していきたいと思っております。

その中で、だんだんと具体的なお意見もいただいておりますけれども、障害、要望があればまたお寄せいただきたいと思っております。

最後ですけれども、今回がひとまずの区切りになりますが、今後も状況を見ながら会合をお声がけしたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○安念主査 CIO、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○吉田参事官 きょうはありがとうございました。

報告書に関しては、今、座長に御発言いただいたとおりに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、公開については、皆様の御同意をとれた後のプロセスになりますけれども、その日時に関してはまた御連絡いたします。なお、そのときに意向調査、御紹介いただいたアンケート調査についてもあわせて公表ということで、ぜひ皆さんに御活用いただける形で公表したいと思っております。

今後の会合については、今、CIOから発言があったとおりですけれども、またアドホックに開催をお願いすることになると思っておりますので、そちらについても御連絡いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○安念主査 ということは、きょうが最終の会合ではないのですか。

○吉田参事官 最終ではないです。

○安念主査 そうなのですか。済みません。そうだと思っていたものだから、ちょっと油断をしておりました。

○吉田参事官 この報告書についての検討は最後です。

○安念主査 済みません。そうだとすると、あれだな。一応ト書きには座長から御挨拶と書いてあるのだけれども、最後だと思ったから蛍の光みたいなことを何か入れようかなと思ったのですが、今後もあるということだと、ちょっと話が変わってきました。

いつも本当に自由闊達に、多面的に、また、深く御議論いただいたことに、本当に感謝をいたします。座長として一番困るのは、意見が出ないということで、座を何とかもたせなければいけないので余計なことをしゃべってしまう。そうではなくてもおまえ、余計なことをしゃべってしまうのではないかというお叱りはあろうと思うのですが、本当にそういう心配をする必要が全くない会議は、座長としては大変楽で快適でございました。先生方の御協力に心から御礼を申し上げます。

ただ、事務局としては、意見が出過ぎて困るみたいなこともあったかもしれませんが、そもそも黙っているはずのない人を集めたのは事務局の責任なのだから、それを座長のせいにもされても困るなというところで、本当に大変無責任な申し上げようなのだけれども、座長としては非常に心躍るような会議でございました。

それは先生方の御協力のたまものだし、それから、いろいろ本当に今回の取りまとめもそうなのですが、事務局は大変な苦勞をして取りまとめてくれました。多岐にわたる御意見をまとめるのは、やはり大変な仕事でございますので、本当によくやってくれたと思います。

それから、毎回CIOには滋味あふれる、御経験に基づいたお話をいただいて、これも大変私どもの励みになったと思います。全てに対して心から御礼を申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○吉田参事官 ありがとうございました。

それでは、今回はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。